

AppleCare+ for iPhone のご利用について

KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社（以下、併せて「当社」といいます。）のホームページ又はUQ mobile通信サービスの取扱店（代理店及び取次店を含みます。以下、当社のホームページと併せて「UQ mobile取扱店」といいます。）においてAppleCare+ for iPhone（以下「本サービス」といいます。）のお申込みをされる方（以下「お客様」といいます。）は、Appleが定める本サービスの規約の他、下記の条項に同意していただきます。なお、本規定において使用する用語の定義は、特段の定めがある場合を除き、当社のUQ mobile通信サービス契約約款に定める用語の意味と同義とします。

なお、2021年9月1日の経過をもって、本サービスの新規申込みの受付は終了いたしました。

1. 本サービスは、Appleが提供する保証サービスです。本サービスの提供条件については、Appleのホームページ（<http://www.apple.com/jp/support/products/iphone.html>）にてご確認ください。当社は、本サービスの内容について、一切の責任を負いません。
2. 本サービスの提供を受けるための契約（以下「利用契約」といいます。）は、UQ mobile取扱店において当社指定の端末機器のご購入と同時に申し込みいただけます。
3. お客様は、利用契約が成立した日の属する月から起算して24ヶ月間（以下「サービス利用期間」といいます。）、Appleの規約にかかわらず、月額利用料としてiPhone SE、5sは403円/月（税込）、6s、7は678円/月（税込）、SE（第2世代）は403円/月（税込）、11、12、12 miniは770円/月（税込）を当社にお支払いいただきます。
4. お客様は、その利用契約が成立した日の翌日以降、サービス利用期間内に限って本サービスをご利用いただけます。なお、UQ mobile取扱店では、本サービスの提供を受けることはできません。本サービスのご利用にあたっては、お近くのApple Store、Apple正規サービスプロバイダ又はAppleサポートへお問い合わせ下さい。
5. 当社は、月額利用料について、UQ mobile通信サービス契約約款に規定する付加機能利用料の場合に準じて取り扱います。ただし、本規定に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
6. 月額利用料は日割りしません。なお、お客様は、サービス利用期間内に利用契約が解約された場合、その解約日の属する月まで月額利用料をお支払いいただきます。
7. お客様は、月額利用料の債権を、UQ mobile通信サービスに係る料金の債権と併せて当社が料金回収会社に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社は、お客様への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。また、お客様は、本項に基づき当社が料金回収会社へ当該債権を譲渡する場合において、氏名、住所及び電話番号等の情報を当社が料金回収会社に提供する場合があること並びに当該債権にかかる支払状況等の情報を料金回収会社が当社に提供する場合があることに予め同意するものとします。
8. お客様は、利用契約を解約しようとするときは、当社が別に定める手続きにより当社へ申し出ていただきます。

9. UQ mobile契約が終了した場合は、利用契約も同時に終了となります。ただし、UQm II 契約に契約移行又はau契約に番号移行した場合（ただし、当該移行時に、「故障紛失サポート with AppleCare Services」の対象となる端末機器を新たに購入される場合を除きます。）には、利用契約は終了しないものとします。
10. 当社は、支払期日を経過してもなお月額利用料をお支払いいただけない場合、お客様に通知の上、お客様の代理として当該利用契約を解約させることができます。
11. 地位の承継等によりUQ mobile契約に係る契約者名義が変更された場合、当社が別途定める手続きに従い、本サービスを受ける権利は変更後の契約者に承継されます。この場合を除き、お客様は、本サービスに関する権利又は義務を第三者に譲渡、承継、貸与することはできません。
12. 本サービス提供の目的のため、当社はApple に対し、お客様の端末機器のIMEI、シリアルナンバー、利用契約の成立日・解約日等の情報を提供する場合があり、お客様は予めこれに同意するものとします。また、当社は、上記情報を含め、本サービスに関し取得したお客様の情報を、当社が別途公開するプライバシーポリシーに基づき取り扱います。
13. 当社は、合理的と認められる範囲で上記規定を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の規定によります。当社は、上記規定を変更する場合は、変更後の規定の内容およびその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法又はその他の方法により周知します。なお、変更後の規定は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

附則

この改訂規定は、2021年6月10日から実施します。

附則

この改訂規定は、2021年9月2日から実施します。

附則

この改訂規定は、2021年11月17日から実施します。

以上